

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月17日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券） ラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券） ラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券） ラップ向け2資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券） ラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券） 1兆円を上限とします。 ラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券） 1兆円を上限とします。 ラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券） 1兆円を上限とします。 ラップ向け2資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券） 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ラップ向け２資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）
 ラップ向け２資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）
 ラップ向け２資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）
 ラップ向け２資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）
 （以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

なお、各ファンドを総称して「ラップ向け２資産アロケーションファンド（米国株式・世界債券）」という場合があります。

正式名称	略称
ラップ向け２資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）	２資産ファンドⅠ
ラップ向け２資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）	２資産ファンドⅡ
ラップ向け２資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）	２資産ファンドⅢ
ラップ向け２資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）	２資産ファンドⅣ

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2026年 7月18日から2027年 7月16日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

各ファンドは、ラップ口座に係る契約[※]に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、各ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
		不動産投信		
追加型		その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
	内外	資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
債券	(隔月)	アジア	ファンズ			ショート型／
一般	年12回	オセアニア				絶対収益
公債	(毎月)	中南米				追求型
社債	日々	アフリカ				その他 ()
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証 券(資産複合 (株式、債 券)))						
資産複合 ()						

※ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米国の株式および世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等(以下、世界の公社債等といいます。)を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

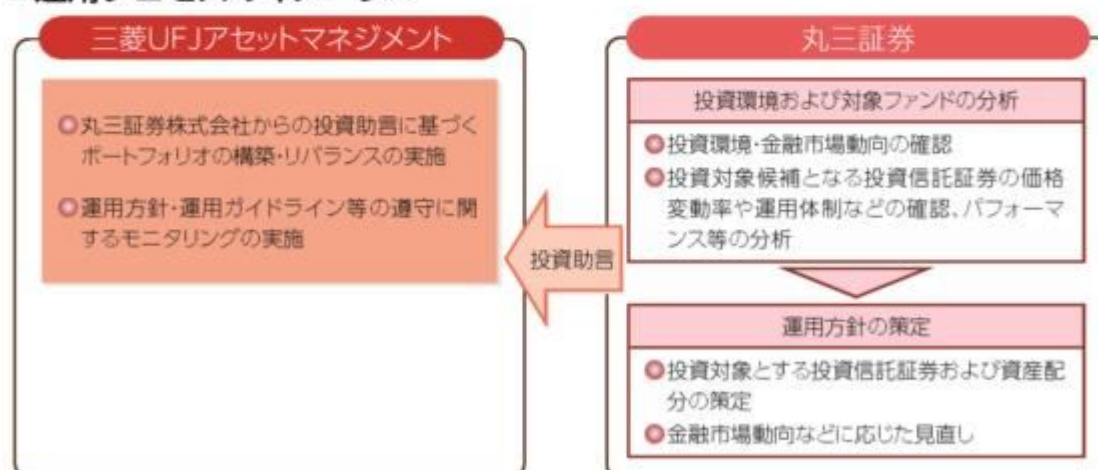
特色

1

各ファンドは、丸三証券株式会社からの投資助言に基づき運用を行います。

- ファンドの運用にあたっては、投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)およびその投資比率について投資助言を受けます。
- 「指定投資信託証券」およびその投資比率は、投資信託証券の収益率や価格変動リスクの水準、価格変動率、投資環境等を勘案した定量・定性評価に基づき、決定します。なお、同様の観点にて適宜評価の見直しを行い、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

1 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

特色

2

米国の株式および世界の公社債等を実質的な主要投資対象とします。

- 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式および世界の公社債等に投資を行います。
- 世界の公社債等とは、国債／政府機関債／社債／モーゲージ証券／資産担保证券／バンクローンなどです。また、ハイイールド債券や転換社債などにも投資を行う場合があります。
 - ❑ モーゲージ証券とは住宅ローン等の債権を担保として、資産担保证券はカード・自動車ローン等のローン債権を担保として発行された証券のことをいいます。
 - ❑ バンクローンとは、銀行等の金融機関が主に投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付債権（ローン）のことをいいます。
 - ❗ 上記の債券が組入れられない場合や、上記以外の債券が組入れられる場合があります。
 - ❗ モーゲージ証券等は、金利が低下した場合、一般的に期限前償還が増加する傾向にあります。
- なお、指定投資信託証券は定量・定性評価に基づき、適宜見直しを行い、変更する場合があります。2026年7月18日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

<S&P500インデックスマザーファンド>

米国の株式を主要投資対象とします。

- ・S&P500指数（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<ピムコ パミュューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)>

ピムコ パミュューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

- ❗ 派生商品については金利スワップ取引等に投資を行います。

※ 指定投資信託証券のうち、ピムコ社の運用する円建外国投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

- ❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色3

米国の株式および世界の公社債等への資産配分が異なる4ファンドを提供します。

- 各ファンドの米国の株式および世界の公社債等への資産配分は、以下の通りです。ただし、市況動向等の事情によっては資産配分を変更する場合があります。

【資産配分】



※上記は、2026年7月18日時点での資産配分であり、実際とは異なる場合があります。なお、当該資産配分比率を維持するため、適宜リバランスを行うことがあります。

特色4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色5

年1回の決算時(4月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人資産運用業協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



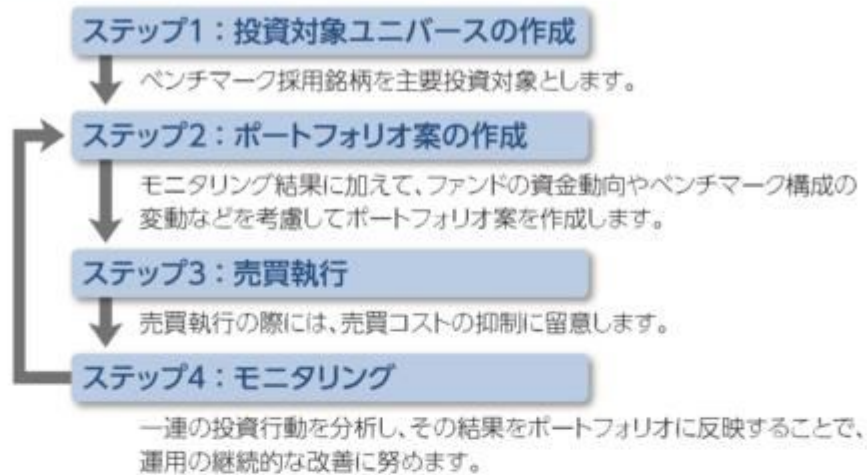
*1 Bimco社が運用する円建外国投資信託（世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資）への投資の指図権限のみBimcoジャパンリミテッドに委託します。

*2 Bimco パミュダ インカム ファンド A-クラスY(USD)は、原則として、Bimco パミュダ インカム ファンド(M)の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。

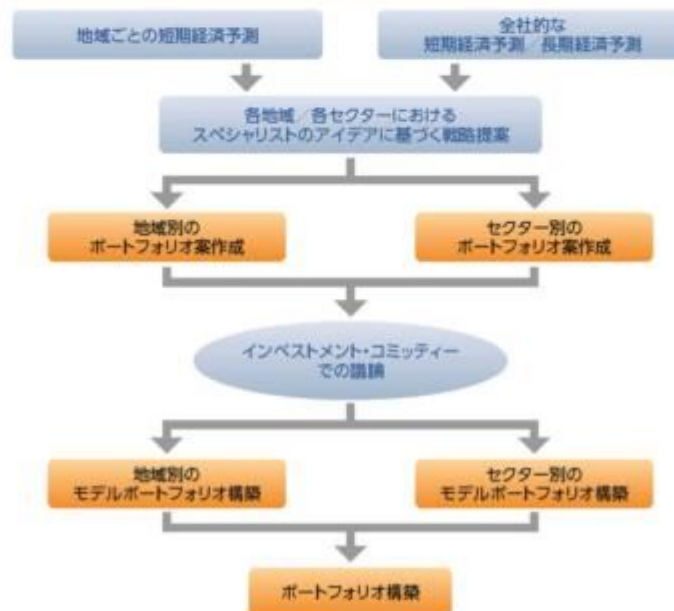
❶ 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は丸三証券株式会社の投資助言に基づき決定します。

■各投資信託証券の運用プロセス

【S&P500インデックスマザーファンド】



【ピムコ パミュダ インカム ファンド A - クラスY(USD)】



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2025年6月16日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	再委託先 ピムコジャパンリミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から投資信託証券 [※] への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

※ピムコ社が運用する円建外国投資信託（世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資）への投資の指図権限のみピムコジャパンリミテッドに委託します。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2026年4月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月

エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投資株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、主として米国の株式および世界（新興国を含みます。以下同じ。）の幅広い種類の公社債等（以下、世界の公社債等といいます。）に投資を行います。

米国株式および世界の公社債等への資産配分は、それぞれ下記を基本とします。

指定投資信託証券およびその投資比率は、投資信託証券の収益率や価格変動リスクの水準、価格変動率、投資環境等を勘案した定量・定性評価に基づき決定し、適宜変更する場合があります。指定投資信託証券のうち、ピムコ社の運用する外国投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。なお、運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の有無等については、変更する場合があります。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

指定投資信託証券は、丸三証券株式会社の投資助言に基づき、各ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)」、米国の代表的な株式指数に連動する「S & P 500 インデックスマザーファンド」を選定しました。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

<資産配分>

	米国株式	世界の公社債等
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ (米国株式・世界債券)	20%	80%
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ (米国株式・世界債券)	40%	60%
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ (米国株式・世界債券)	60%	40%
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅣ (米国株式・世界債券)	80%	20%

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信

託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

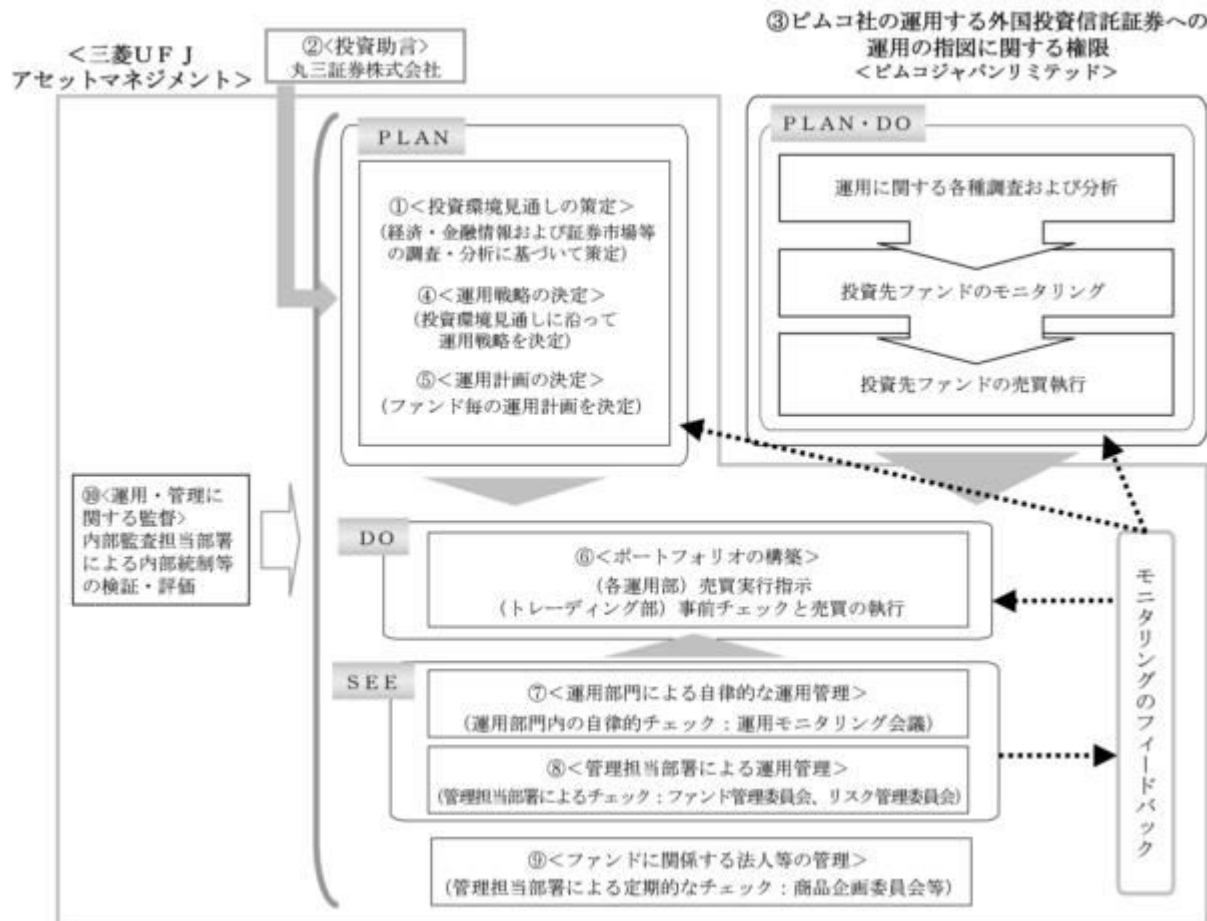
■投資対象とする投資信託証券の概要(2026年7月18日現在)

S&P500インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
ベンチマーク (対象インデックス)	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)
投資態度	①主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	米国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引を行うことができます。 ⑧外国為替予約取引を行うことができます。 ⑨デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2013年11月27日
決算日	原則、毎年2月・8月の各25日。ただし、該当日が休業日のときは該当日以降の最初の営業日を決算日とします。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)	
形態	パミューダ籍・円建外国投資信託
投資態度	ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行い、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等
主な投資制限	・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債等への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション*は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の15%以内とします。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。 ・保有外貨建て資産に対し、原則として、為替ヘッジを行いません。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

原則として「ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)」においては運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

ファンドは、丸三証券株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用の指図に関する権限の委託

ファンドは指定投資信託証券のうち、ピムコ社の運用する外国投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

④運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って各運用部は運用戦略を決定します。

⑤運用計画の決定

④で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑥ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑦運用部門による自律的な運用管理

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

⑧管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパ

パフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

⑨ ファンドに関係する法人等の管理

助言元、再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑩ 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① 株式

株式への直接投資は行いません。

② 投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③ 信用取引

信用取引の指図は行いません。

④ 外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑤ 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑧信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の価格変動の影響を受けます。

- ・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
- ・公社債等の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、公社債等の価格は下落し、組入公社債等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による公社債等の価格の変動は、一般にその公社債等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
- ・転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

【デリバティブ（派生商品）の取引等に関するリスク】

デリバティブ取引等は金利変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

**為替変動
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

**カントリー・
リスク**

ファンドは、新興国の有価証券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

**低格付債券
への
投資リスク**

ファンドは、格付けの低い公社債等に投資する場合があります。格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・投資対象ファンドのうちマザーファンドについては、当該マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<ピムコ社が運用する円建外国投資信託の信用リスク管理方法>

ピムコ社が運用する円建外国投資信託の管理会社および投資運用会社は、当該円建外国投資信託において、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行っています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

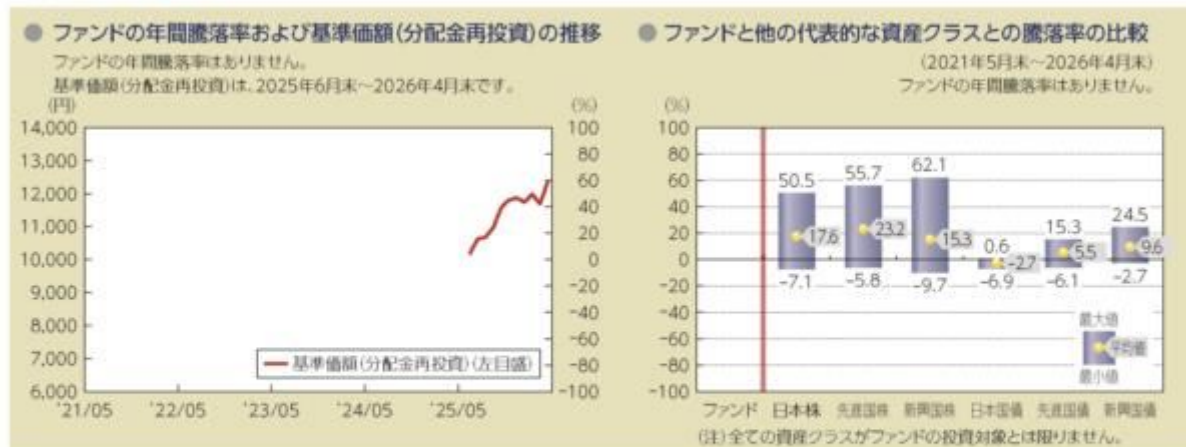
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2資産ファンドⅠ



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

2資産ファンドⅡ



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

2資産ファンドⅢ

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率はありません。

基準価額(分配金再投資)は、2025年6月末～2026年4月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年5月末～2026年4月末)

ファンドの年間騰落率はありません。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

2資産ファンドⅣ

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率はありません。

基準価額(分配金再投資)は、2025年6月末～2026年4月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年5月末～2026年4月末)

ファンドの年間騰落率はありません。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

	信託報酬率
2資産ファンドⅠ	年0.7722%（税抜 0.7020%）
2資産ファンドⅡ	年0.6402%（税抜 0.5820%）
2資産ファンドⅢ	年0.5082%（税抜 0.4620%）
2資産ファンドⅣ	年0.3762%（税抜 0.3420%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）			
	2資産ファンドⅠ	2資産ファンドⅡ	2資産ファンドⅢ	2資産ファンドⅣ
委託会社	0.681%	0.561%	0.441%	0.321%
販売会社	0.001%			
受託会社	0.02%			

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、各ファンドに属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に年0.66%以内（税抜 年0.6%以内）の率を乗じて得た金額とします。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

投資対象とする投資信託証券がマザーファンドで、当該マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%（税抜 45.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は13.5：31.5の割合となります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

投資対象とする投資信託証券には監査費用等の諸費用が別途かかります。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績

は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年6月16日～2026年4月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2資産ファンドI	0.79%	0.77%	0.02%
2資産ファンドII	0.65%	0.64%	0.01%
2資産ファンドIII	0.53%	0.51%	0.02%
2資産ファンドIV	0.39%	0.38%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ラップ向け2資産アロケーションファンドI（米国株式・世界債券）】

(1)【投資状況】

2026年 4月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	939,232,255	80.36
親投資信託受益証券	日本	230,468,764	19.72
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	△901,473	△0.08
純資産総額		1,168,799,546	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (％)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)	74,940.7369	12,515.68	937,934,871	12,533	939,232,255	80.36
日本	親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	30,564,933	7.4715	228,367,928	7.5403	230,468,764	19.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	80.36
親投資信託受益証券	19.72
合計	100.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2026年 4月20日)	983,483,636	983,483,636	12,071	12,071
2025年 6月末日	10,180,891	—	10,181	—
7月末日	15,578,331	—	10,562	—
8月末日	65,126,304	—	10,594	—
9月末日	104,277,038	—	10,853	—
10月末日	177,259,213	—	11,420	—
11月末日	212,453,703	—	11,665	—
12月末日	302,523,248	—	11,701	—
2026年 1月末日	388,969,037	—	11,566	—
2月末日	613,935,288	—	11,863	—
3月末日	853,674,678	—	11,690	—
4月末日	1,168,799,546	—	12,110	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	20.71

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	817,983,792	3,201,356	814,782,436

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,149,222,357	60.26
親投資信託受益証券	日本	751,196,279	39.39
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,669,390	0.35
純資産総額		1,907,088,026	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)	91,695,7119	12,510.75	1,147,183,000	12,533	1,149,222,357	60.26
日本	親投資信託受益証券	S&P500インデックスマザーファンド	99,624,190	7.4656	743,757,962	7.5403	751,196,279	39.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	60.26
親投資信託受益証券	39.39
合計	99.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2026年 4月20日)	1,781,466,845	1,781,466,845	12,298	12,298
2025年 6月末日	10,188,176	—	10,188	—
7月末日	16,725,435	—	10,629	—
8月末日	59,959,078	—	10,674	—
9月末日	103,100,209	—	10,971	—
10月末日	207,303,260	—	11,565	—
11月末日	379,571,461	—	11,800	—
12月末日	534,284,734	—	11,869	—
2026年 1月末日	673,117,031	—	11,739	—
2月末日	1,079,266,404	—	11,982	—
3月末日	1,483,145,163	—	11,684	—
4月末日	1,907,088,026	—	12,359	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	22.98

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,459,458,630	10,852,945	1,448,605,685

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	863,715,641	39.46
親投資信託受益証券	日本	1,284,630,211	58.69
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	40,468,097	1.85
純資産総額		2,188,813,949	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2026年 4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザー ファンド	170,368,581	7.4662	1,272,006,682	7.5403	1,284,630,211	58.69
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ インカム ファン ド A - クラスY (U S D)	68,915.3149	12,511.97	862,266,643	12,533	863,715,641	39.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	39.46
親投資信託受益証券	58.69
合計	98.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2026年 4月20日)	2,018,646,837	2,018,646,837	12,511	12,511
2025年 6月末日	10,195,455	—	10,195	—
7月末日	35,779,996	—	10,697	—
8月末日	188,762,182	—	10,741	—
9月末日	361,676,218	—	11,077	—
10月末日	488,277,856	—	11,695	—
11月末日	604,666,736	—	11,916	—
12月末日	809,861,013	—	12,017	—
2026年 1月末日	1,022,172,566	—	11,896	—
2月末日	1,407,266,788	—	12,084	—
3月末日	1,715,762,424	—	11,660	—
4月末日	2,188,813,949	—	12,593	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	25.11

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,621,175,154	7,709,825	1,613,465,329

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	487,346,657	19.65
親投資信託受益証券	日本	1,947,788,044	78.54
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	45,006,982	1.81
純資産総額		2,480,141,683	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	258,317,049	7.4655	1,928,472,858	7.5403	1,947,788,044	78.54
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)	38,885.076	12,511.51	486,511,162	12,533	487,346,657	19.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	19.65
親投資信託受益証券	78.54
合計	98.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（2026年 4月20日）	2,318,483,428	2,318,483,428	12,753	12,753
2025年 6月末日	10,202,732	—	10,203	—
7月末日	15,885,792	—	10,771	—
8月末日	133,643,310	—	10,837	—
9月末日	293,280,140	—	11,213	—
10月末日	456,356,430	—	11,860	—
11月末日	649,951,391	—	12,065	—
12月末日	776,834,487	—	12,199	—
2026年 1月末日	1,017,551,302	—	12,085	—
2月末日	1,511,579,750	—	12,215	—
3月末日	1,908,861,286	—	11,659	—
4月末日	2,480,141,683	—	12,858	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	27.53

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,838,849,052	20,798,337	1,818,050,715

（参考）

S＆P 5 0 0 インデックスマザーファンド

投資状況

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
-------	------	------	---------

株式	アメリカ	11,565,630,652,926	96.34
投資証券	アメリカ	213,712,761,982	1.78
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	226,101,379,023	1.88
純資産総額		12,005,444,793,931	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	230,682,393,088	1.92

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	29,204,813	30,889.04	902,108,928,528	33,561.60	980,160,471,017	8.16
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	17,644,877	43,603.43	769,377,317,874	43,332.56	764,597,802,458	6.37
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	8,924,929	62,395.62	556,876,541,380	68,079.13	607,601,485,526	5.06
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	11,740,839	33,467.24	392,933,502,728	42,188.98	495,334,087,503	4.13
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	6,997,201	49,838.47	348,729,828,425	56,126.87	392,731,037,072	3.27
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	5,698,269	52,209.64	297,504,588,184	65,030.12	370,559,148,203	3.09
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	5,620,399	49,827.80	280,052,158,985	55,705.05	313,084,612,373	2.61
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娯楽	2,628,758	102,421.63	269,241,691,053	107,320.15	282,118,720,749	2.35
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	3,379,967	65,541.04	221,526,558,604	59,793.39	202,099,691,778	1.68
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	2,204,355	79,279.52	174,760,218,041	76,246.19	168,073,688,233	1.40
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,241,505	47,663.21	154,500,560,689	49,600.60	160,780,617,214	1.34
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	952,395	166,869.61	158,925,785,486	136,525.57	130,026,272,050	1.08
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	5,022,755	23,960.95	120,350,012,446	24,807.52	124,602,101,647	1.04

アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,352,477	66,950.58	90,549,129,719	83,155.79	112,466,306,105	0.94
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	2,021,292	49,280.83	99,610,952,431	53,708.19	108,559,945,696	0.90
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	5,269,146	20,326.35	107,102,524,520	20,531.52	108,183,597,032	0.90
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	1,959,396	34,290.33	67,188,349,557	54,069.07	105,942,725,164	0.88
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,897,388	39,486.69	114,408,261,969	36,464.66	105,652,287,141	0.88
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	5,642,638	7,390.28	41,700,700,443	15,196.95	85,750,901,661	0.71
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	533,647	160,174.82	85,476,814,921	160,176.68	85,477,805,446	0.71
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	979,311	79,912.28	78,258,979,538	84,241.63	82,498,764,416	0.69
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	5,074,458	12,586.49	63,869,636,813	14,775.12	74,975,760,391	0.62
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	559,477	123,036.43	68,836,053,888	129,923.91	72,689,444,710	0.61
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,253,451	29,751.88	67,044,420,753	30,830.16	69,474,267,952	0.58
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,124,323	36,600.13	77,750,503,348	32,701.91	69,469,434,640	0.58
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,749,372	12,535.14	59,534,044,453	14,366.13	68,230,106,494	0.57
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	7,981,828	8,079.85	64,492,001,815	8,481.42	67,697,261,178	0.56
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,795,308	26,444.49	73,920,504,263	23,490.71	65,663,795,865	0.55
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,088,997	43,966.57	47,879,465,297	59,462.98	64,755,016,196	0.54
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,197,017	61,517.71	73,637,753,476	51,775.49	61,976,148,776	0.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	3.45
	素材	1.91
	資本財	6.43
	商業・専門サービス	0.75
	運輸	1.31
	自動車・自動車部品	1.89

	耐久消費財・アパレル	0.45
	消費者サービス	1.64
	メディア・娯楽	9.60
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.79
	生活必需品流通・小売り	1.94
	食品・飲料・タバコ	2.03
	家庭用品・パーソナル用品	0.85
	ヘルスケア機器・サービス	3.08
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.16
	銀行	3.34
	金融サービス	6.96
	保険	1.57
	ソフトウェア・サービス	8.82
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.43
	電気通信サービス	0.91
	公益事業	2.27
	半導体・半導体製造装置	16.67
	不動産管理・開発	0.09
	小計	96.34
投資証券	—	1.78
合計		98.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2026年 4月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2606	買建	4,013	アメリカドル	1,361,116,897.3	218,309,539,158	1,438,259,200	230,682,393,088	1.92

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

《参考情報》

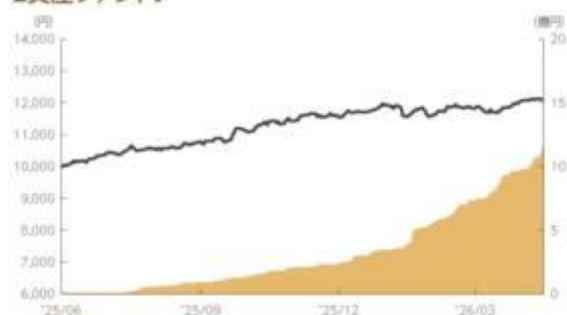


運用実績

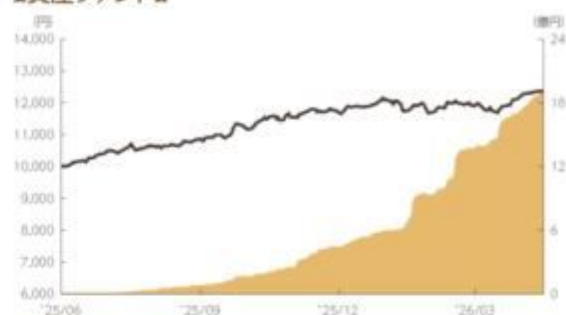
2026年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2025年6月16日(設定日)～2026年4月30日

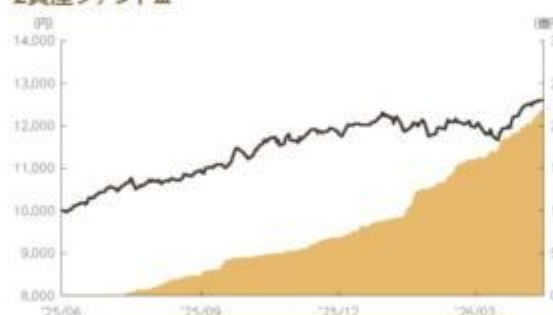
2資産ファンドⅠ



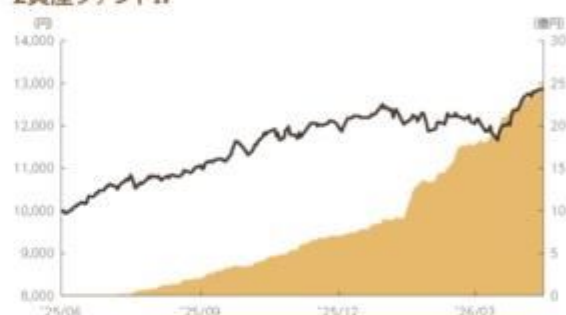
2資産ファンドⅡ



2資産ファンドⅢ



2資産ファンドⅣ



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

— 純資産総額【右目盛】

— 基準価額【左目盛】

■基準価額・純資産

	2資産ファンドⅠ	2資産ファンドⅡ	2資産ファンドⅢ	2資産ファンドⅣ
基準価額	12,110円	12,359円	12,593円	12,858円
純資産総額	11.6億円	19.0億円	21.8億円	24.8億円

●純資産総額は表示桁末満切捨て

■分配の推移

	2資産ファンドⅠ	2資産ファンドⅡ	2資産ファンドⅢ	2資産ファンドⅣ
2026年4月	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	2資産ファンドⅠ	2資産ファンドⅡ	2資産ファンドⅢ	2資産ファンドⅣ
S&P500インデックスマザーファンド	19.7%	39.4%	58.7%	78.5%
ビムコバミューダインカムファンドA-クラスY(USD)	80.4%	60.3%	39.5%	19.6%
コールローン他 (負債控除後)	-0.1%	0.3%	1.8%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

S&P500インデックスマザーファンド

組入上位銘柄	国・地域	業種	比率
1 NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.2%
2 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア・機器	6.4%
3 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.1%
4 AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.1%
5 ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	3.3%

・比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

・業種は、GICS(世界産業分類基準)で分類しています。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。

ビムコバミューダインカムファンドA-クラスY(USD)

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 FNMA TBA 6.5% JUL 30YR	6.5000%	2056/07/13	6.7%
2 GNMA II TBA 4.5% JUN 30YR JMBO	4.5000%	2056/06/22	5.4%
3 FNMA TBA 6.0% JUL 30YR	6.0000%	2056/07/13	5.0%
4 GNMA II TBA 4.0% JUN 30YR JMBO	4.0000%	2056/06/22	3.8%
5 GNMA II TBA 3.0% JUN 30YR JMBO	3.0000%	2056/06/22	3.2%

・比率は、実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券等の評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示

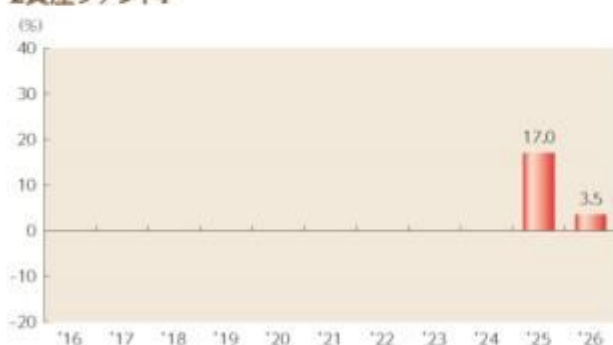
■年間収益率の推移

・収益率は基準価額で計算

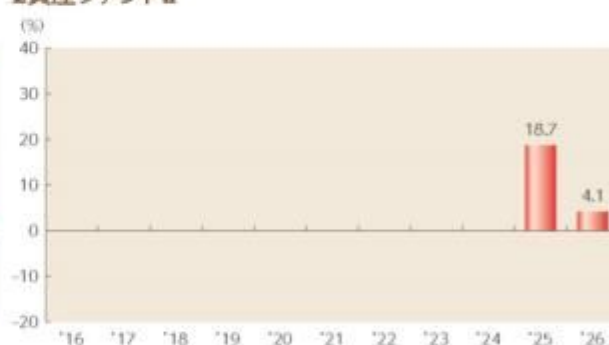
・2025年は6月16日(設定日)から年末までの、2026年は年初から4月30日までの収益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

2資産ファンドⅠ



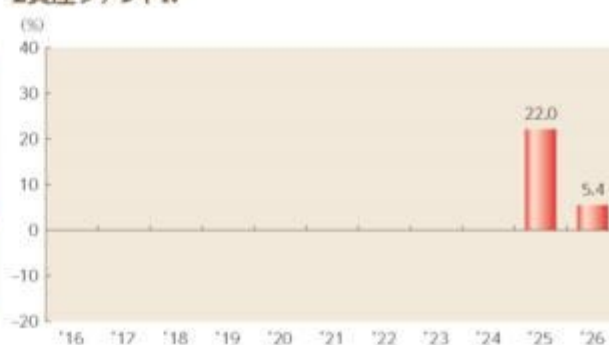
2資産ファンドⅡ



2資産ファンドⅢ



2資産ファンドⅣ



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2035年4月20日まで（2025年6月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年４月21日から翌年４月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資対象とする外国投資信託がその信託を終了するとき
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1計算期間は、約款の規定に従い、2025年6月16日から2026年4月20日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年6月16日から2026年4月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 [2026年 4月20日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	31,308,228
投資信託受益証券	766,974,871
親投資信託受益証券	201,577,928
未収利息	613
流動資産合計	999,861,640
資産合計	999,861,640
負債の部	
流動負債	
未払金	14,870,000
未払受託者報酬	42,809
未払委託者報酬	1,459,667
その他未払費用	5,528
流動負債合計	16,378,004
負債合計	16,378,004
純資産の部	
元本等	
元本	814,782,436
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	168,701,200
（分配準備積立金）	43,183,409
元本等合計	983,483,636
純資産合計	983,483,636
負債純資産合計	999,861,640

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
営業収益	
受取配当金	14,013,758
受取利息	57,708
有価証券売買等損益	31,119,041
営業収益合計	45,190,507
営業費用	
受託者報酬	53,767
委託者報酬	1,833,485
その他費用	6,881
営業費用合計	1,894,133
営業利益又は営業損失（△）	43,296,374
経常利益又は経常損失（△）	43,296,374
当期純利益又は当期純損失（△）	43,296,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	112,965
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,946,601
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	125,946,601
剰余金減少額又は欠損金増加額	428,810
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	428,810
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	168,701,200

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	807,983,792円
期中一部解約元本額	3,201,356円
2. 受益権の総数	814,782,436口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		
2. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,014,983円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,168,426円
収益調整金額	C	125,517,791円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	168,701,200円
当ファンドの期末残存口数	F	814,782,436口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,070円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 [2026年 4月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	14,771,113
親投資信託受益証券	16,341,914
合計	31,113,027

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.2071円
(1万口当たり純資産額)	(12,071円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (USD)	61,318.74	766,974,871	
投資信託受益証券 合計		61,318.74	766,974,871	
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	27,005,242	201,577,928	
親投資信託受益証券 合計		27,005,242	201,577,928	
合計		27,066,560.74	968,552,799	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 [2026年 4月20日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	55,854,913
投資信託受益証券	1,056,973,000
親投資信託受益証券	709,507,962
未収利息	1,094
流動資産合計	1,822,336,969
資産合計	1,822,336,969
負債の部	
流動負債	
未払金	38,630,000
未払受託者報酬	76,651
未払委託者報酬	2,153,553
その他未払費用	9,920
流動負債合計	40,870,124
負債合計	40,870,124
純資産の部	
元本等	
元本	1,448,605,685
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	332,861,160
（分配準備積立金）	81,402,722
元本等合計	1,781,466,845
純資産合計	1,781,466,845
負債純資産合計	1,822,336,969

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
営業収益	
受取配当金	17,841,058
受取利息	91,176
有価証券売買等損益	66,479,904
営業収益合計	84,412,138
営業費用	
受託者報酬	90,795
委託者報酬	2,551,074
その他費用	11,691
営業費用合計	2,653,560
営業利益又は営業損失（△）	81,758,578
経常利益又は経常損失（△）	81,758,578
当期純利益又は当期純損失（△）	81,758,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	355,856
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	253,043,555
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	253,043,555
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,585,117
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,585,117
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	332,861,160

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	1,449,458,630円
期中一部解約元本額	10,852,945円
2. 受益権の総数	1,448,605,685口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		
2. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,228,799円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	62,173,923円
収益調整金額	C	251,458,438円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	332,861,160円
当ファンドの期末残存口数	F	1,448,605,685口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,297円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 [2026年 4月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	14,331,942
親投資信託受益証券	52,046,298
合計	66,378,240

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.2298円
(1万口当たり純資産額)	(12,298円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (USD)	84,503.75	1,056,973,000	
投資信託受益証券 合計		84,503.75	1,056,973,000	
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	95,052,243	709,507,962	
親投資信託受益証券 合計		95,052,243	709,507,962	
合計		95,136,746.75	1,766,480,962	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 [2026年 4月20日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,338,871
投資信託受益証券	786,956,643
親投資信託受益証券	1,193,016,682
未収利息	1,201
流動資産合計	2,041,313,397
資産合計	2,041,313,397
負債の部	
流動負債	
未払金	20,410,000
未払受託者報酬	97,169
未払委託者報酬	2,146,806
その他未払費用	12,585
流動負債合計	22,666,560
負債合計	22,666,560
純資産の部	
元本等	
元本	1,613,465,329
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	405,181,508
（分配準備積立金）	132,925,596
元本等合計	2,018,646,837
純資産合計	2,018,646,837
負債純資産合計	2,041,313,397

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
営業収益	
受取配当金	16,296,185
受取利息	109,506
有価証券売買等損益	119,777,140
営業収益合計	136,182,831
営業費用	
受託者報酬	127,631
委託者報酬	2,820,027
その他費用	16,483
営業費用合計	2,964,141
営業利益又は営業損失（△）	133,218,690
経常利益又は経常損失（△）	133,218,690
当期純利益又は当期純損失（△）	133,218,690
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	293,094
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	273,366,724
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	273,366,724
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,110,812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,110,812
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	405,181,508

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	1,611,175,154円
期中一部解約元本額	7,709,825円
2. 受益権の総数	1,613,465,329口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		
2. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,062,731円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	112,862,865円
収益調整金額	C	272,255,912円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	405,181,508円
当ファンドの期末残存口数	F	1,613,465,329口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,511円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 [2026年 4月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	18,263,147
親投資信託受益証券	101,486,682
合計	119,749,829

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.2511円
(1万口当たり純資産額)	(12,511円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (USD)	62,916.26	786,956,643	
投資信託受益証券 合計		62,916.26	786,956,643	
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	159,827,539	1,193,016,682	
親投資信託受益証券 合計		159,827,539	1,193,016,682	
合計		159,890,455.26	1,979,973,325	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 [2026年 4月20日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	64,703,352
投資信託受益証券	450,171,162
親投資信託受益証券	1,820,392,858
未収利息	1,267
流動資産合計	2,335,268,639
資産合計	2,335,268,639
負債の部	
流動負債	
未払金	14,980,000
未払受託者報酬	104,820
未払委託者報酬	1,686,814
その他未払費用	13,577
流動負債合計	16,785,211
負債合計	16,785,211
純資産の部	
元本等	
元本	1,818,050,715
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	500,432,713
（分配準備積立金）	160,824,695
元本等合計	2,318,483,428
純資産合計	2,318,483,428
負債純資産合計	2,335,268,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
営業収益	
受取配当金	8,565,941
受取利息	104,545
有価証券売買等損益	154,698,079
営業収益合計	163,368,565
営業費用	
受託者報酬	132,781
委託者報酬	2,137,023
その他費用	17,146
営業費用合計	2,286,950
営業利益又は営業損失（△）	161,081,615
経常利益又は経常損失（△）	161,081,615
当期純利益又は当期純損失（△）	161,081,615
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	256,920
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	343,295,514
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	343,295,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,687,496
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,687,496
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	500,432,713

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	1,828,849,052円
期中一部解約元本額	20,798,337円
2. 受益権の総数	1,818,050,715口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		
2. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,196,366円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	146,628,329円
収益調整金額	C	339,608,018円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	500,432,713円
当ファンドの期末残存口数	F	1,818,050,715口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,752円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	第1期 [2026年 4月20日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 [2026年 4月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	8,561,544
親投資信託受益証券	146,042,858
合計	154,604,402

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 [2026年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.2753円
(1万口当たり純資産額)	(12,753円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (USD)	35,990.65	450,171,162	
投資信託受益証券 合計		35,990.65	450,171,162	
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	243,876,649	1,820,392,858	
親投資信託受益証券 合計		243,876,649	1,820,392,858	
合計		243,912,639.65	2,270,564,020	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2026年 4月20日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	19,981,328,924
コール・ローン	7,559,463,295
株式	11,446,381,923,916
投資証券	215,410,551,562
派生商品評価勘定	12,118,248,301
未収配当金	5,611,665,433
未収利息	148,121
その他未収収益	37,765,468
差入保証金	50,823,685,181
差入委託証拠金	156,832,566,274
流動資産合計	11,914,757,346,475
資産合計	11,914,757,346,475
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,748,423
未払解約金	4,533,866,606
受入担保金	50,823,685,181
流動負債合計	55,364,300,210
負債合計	55,364,300,210
純資産の部	
元本等	
元本	1,588,799,353,937
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	10,270,593,692,328
元本等合計	11,859,393,046,265
純資産合計	11,859,393,046,265
負債純資産合計	11,914,757,346,475

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2026年 4月20日現在]
1. 期首	2025年 6月16日
期首元本額	1,350,706,362,750円
期中追加設定元本額	256,196,570,078円
期中一部解約元本額	18,103,578,891円
元本の内訳※	
MAX I S米国株式（S & P 5 0 0）上場投信	14,419,910,872円
MAX I S米国株式（S & P 5 0 0）上場投信（為替ヘッジあり）	5,521,759,163円
eMAX I S S l i m 米国株式（S & P 5 0 0）	1,487,538,515,072円
つみたて米国株式（S & P 5 0 0）	39,483,623,820円
eMAX I S S & P 5 0 0インデックス	23,415,347,294円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	112,096,319円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	7,916,119,684円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（積極型）	5,196,879,611円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス（為替リスク軽減型）コンサバティブコース	6,421,451円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス（為替リスク軽減型）スタンダードコース	52,702,890円
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）	27,005,242円
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）	95,052,243円
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）	159,827,539円
ラップ向け2資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）	243,876,649円
MUAM S & P 5 0 0インデックスファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	1,590,630,856円
MUKAM S & P 5 0 0インデックスファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	109,313,150円
日米コアバランス（FOFs用）（適格機関投資家限定）	31,918,788円
S & P 5 0 0インデックスファンドⅤ（適格機関投資家限定）	2,663,986,899円
MUKAM バランスファンド2019-12（適格機関投資家限定）	37,760,765円
MUKAM バランスファンド2020-07（適格機関投資家限定）	37,830,051円
MUKAM バランスファンド2020-10（適格機関投資家限定）	37,672,659円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07（適格機関投資家限定）	101,102,920円
合計	1,588,799,353,937円
2. 差入保証金	
貸借取引契約に係る差入保証金として以下の資産を担保に供しております。	
預金	50,823,685,181円
3. 貸付有価証券	
貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。	
株式	46,346,798,155円
投資証券	4,059,525,300円
4. 受益権の総数	1,588,799,353,937口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 2025年 6月16日 至 2026年 4月20日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2026年 4月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2026年 4月20日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	391,169,943,997
投資証券	5,060,083,397
合計	396,230,027,394

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2026年 4月20日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	187,390,849,364	—	199,509,020,148	12,118,170,784
合計		187,390,849,364	—	199,509,020,148	12,118,170,784

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- ２ 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- ３ 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2026年 4月20日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	4,953,502,413	—	4,946,831,507	△6,670,906
合計		4,953,502,413	—	4,946,831,507	△6,670,906

(注) 時価の算定方法

- １ 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- ２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2026年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	7.4644円
(1万口当たり純資産額)	(74,644円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	427,715	35.74	15,286,534.10	
	BAKER HUGHES CO	1,188,300	59.78	71,036,574.00	
	CHEVRON CORP	2,253,451	183.99	414,612,449.49	
	CONOCOPHILLIPS	1,471,759	116.04	170,782,914.36	
	COTERRA ENERGY INC	913,397	30.89	28,214,833.33	
	DEVON ENERGY CORP	745,931	44.23	32,992,528.13	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	233,077	180.27	42,016,790.79	
	EOG RESOURCES INC	652,241	128.43	83,767,311.63	
	EQT CORP	750,395	58.48	43,883,099.60	
	EXPAND ENERGY CORP	285,151	95.82	27,323,168.82	
	EXXON MOBIL CORP	5,022,755	146.44	735,532,242.20	
	HALLIBURTON CO	1,011,900	37.15	37,592,085.00	

KINDER MORGAN INC	2,359,012	32.02	75,535,564.24	
MARATHON PETROLEUM CORP	354,760	213.69	75,808,664.40	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	865,628	53.79	46,562,130.12	
ONEOK INC	751,654	83.51	62,770,625.54	
PHILLIPS 66	484,622	156.37	75,780,342.14	
SLB LTD	1,798,177	52.66	94,692,000.82	
TARGA RESOURCES CORP	255,725	235.50	60,223,237.50	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	69,596	422.58	29,409,877.68	貸付有価証券 48,716株
VALERO ENERGY CORP	366,771	223.65	82,028,334.15	
WILLIAMS COS INC	1,469,791	71.15	104,575,629.65	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	265,811	291.81	77,566,307.91	
ALBEMARLE CORP	141,931	197.75	28,066,855.25	貸付有価証券 11,400株
AMCOR PLC	562,696	41.94	23,599,470.24	貸付有価証券 234,582株
AVERY DENNISON CORP	92,737	172.48	15,995,277.76	
BALL CORP	318,999	64.48	20,569,055.52	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	186,905	112.68	21,060,455.40	
CORTEVA INC	809,924	80.34	65,069,294.16	貸付有価証券 52,600株
CRH PLC	801,936	117.05	93,866,608.80	
DOW INC	865,394	35.60	30,808,026.40	
DUPONT DE NEMOURS INC	499,217	47.35	23,637,924.95	
ECOLAB INC	307,849	274.80	84,596,905.20	
FREEPORT-MCMORAN INC	1,727,093	70.21	121,259,199.53	
INTERNATIONAL PAPER CO	634,115	37.13	23,544,689.95	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	304,045	75.88	23,070,934.60	
LINDE PLC	561,966	492.23	276,616,524.18	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	306,525	66.27	20,313,411.75	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	73,157	622.02	45,505,117.14	
MOSAIC CO/THE	392,684	24.57	9,648,245.88	
NEWMONT CORP	1,311,786	116.50	152,823,069.00	
NUCOR CORP	275,945	195.87	54,049,347.15	
PACKAGING CORP OF AMERICA	109,580	213.39	23,383,276.20	
PPG INDUSTRIES INC	266,419	114.85	30,598,222.15	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	275,406	345.55	95,166,543.30	
SMURFIT WESTROCK PLC	629,950	42.24	26,609,088.00	
STEEL DYNAMICS INC	164,770	200.32	33,006,726.40	
VULCAN MATERIALS CO	156,566	291.71	45,671,867.86	
3M CO	634,855	154.55	98,116,840.25	
ALLEGION PLC	102,459	144.32	14,786,882.88	
AMETEK INC	275,844	236.26	65,170,903.44	

AXON ENTERPRISE INC	94,949	402.85	38,250,204.65	
BOEING CO/THE	944,313	223.38	210,940,637.94	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	134,277	88.50	11,883,514.50	
CARRIER GLOBAL CORP	948,306	61.32	58,150,123.92	
CATERPILLAR INC	559,477	794.65	444,588,398.05	
COMFORT SYSTEMS USA INC	42,318	1,650.47	69,844,589.46	
CUMMINS INC	165,369	627.18	103,716,129.42	
DEERE & CO	303,286	590.46	179,078,251.56	
DOVER CORP	160,489	219.07	35,158,325.23	
EATON CORP PLC	467,278	406.21	189,812,996.38	
EMCOR GROUP INC	53,322	806.05	42,980,198.10	
EMERSON ELECTRIC CO	670,892	146.35	98,185,044.20	
FASTENAL CO	1,374,379	45.78	62,919,070.62	
FORTIVE CORP	369,015	60.52	22,332,787.80	
GE AEROSPACE	1,260,969	304.13	383,498,501.97	
GE VERNOVA INC	323,981	1,002.75	324,871,947.75	貸付有価証券 1,300株
GENERAC HOLDINGS INC	71,028	212.10	15,065,038.80	
GENERAL DYNAMICS CORP	302,360	336.29	101,680,644.40	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	764,560	233.55	178,562,988.00	
HOWMET AEROSPACE INC	482,493	255.69	123,368,635.17	
HUBBELL INC	62,649	535.57	33,552,924.93	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	46,366	394.81	18,305,760.46	
IDEX CORP	86,745	205.92	17,862,530.40	
ILLINOIS TOOL WORKS	311,548	272.26	84,822,058.48	
INGERSOLL-RAND INC	432,720	85.80	37,127,376.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	737,291	140.87	103,862,183.17	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	223,449	350.35	78,285,357.15	
LENNOX INTERNATIONAL INC	37,897	487.11	18,460,007.67	
LOCKHEED MARTIN CORP	243,707	592.19	144,320,848.33	
MASCO CORP	247,553	66.58	16,482,078.74	
NORDSON CORP	64,062	281.89	18,058,437.18	
NORTHROP GRUMMAN CORP	160,683	665.26	106,895,972.58	
OTIS WORLDWIDE CORP	460,070	81.43	37,463,500.10	
PACCAR INC	633,933	126.25	80,034,041.25	
PARKER HANNIFIN CORP	152,080	988.80	150,376,704.00	
PENTAIR PLC	190,948	91.08	17,391,543.84	
QUANTA SERVICES INC	179,518	601.88	108,048,293.84	
ROCKWELL AUTOMATION INC	134,634	415.73	55,971,392.82	
RTX CORP	1,614,347	196.42	317,090,037.74	
SMITH (A.O.) CORP	126,984	64.82	8,231,102.88	

SNAP-ON INC	61,121	380.27	23,242,482.67	
STANLEY BLACK & DECKER INC	189,260	71.34	13,501,808.40	
TEXTRON INC	208,312	91.61	19,083,462.32	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	266,661	476.11	126,959,968.71	
TRANSDIGM GROUP INC	68,126	1,265.88	86,239,340.88	
UNITED RENTALS INC	75,916	796.15	60,440,523.40	
VERTIV HOLDINGS CO-A	459,840	307.34	141,327,225.60	
WABTEC CORP	206,801	263.37	54,465,179.37	
NW GRAINGER INC	52,581	1,162.94	61,148,548.14	
XYLEM INC	295,940	121.11	35,841,293.40	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	488,782	200.47	97,986,127.54	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	143,614	162.92	23,397,592.88	
CINTAS CORP	411,155	179.17	73,666,641.35	
COPART INC	1,068,194	33.45	35,731,089.30	
EQUIFAX INC	143,976	196.22	28,250,970.72	
JACOBS SOLUTIONS INC	142,324	128.93	18,349,833.32	
LEIDOS HOLDINGS INC	153,616	155.17	23,836,594.72	
PAYCHEX INC	386,310	91.96	35,525,067.60	
REPUBLIC SERVICES INC	237,719	207.66	49,364,727.54	
ROLLINS INC	346,399	55.00	19,051,945.00	
VERALTO CORP	293,040	90.98	26,660,779.20	
VERISK ANALYTICS INC	166,807	178.07	29,703,322.49	
WASTE MANAGEMENT INC	442,143	223.95	99,017,924.85	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	143,541	182.24	26,158,911.84	
CSX CORP	2,242,415	43.32	97,141,417.80	
DELTA AIR LINES INC	783,630	71.72	56,201,943.60	
EXPEDITORS INTL WASH INC	163,857	147.30	24,136,136.10	
FEDEX CORP	260,453	392.38	102,196,548.14	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	87,939	245.08	21,552,090.12	
NORFOLK SOUTHERN CORP	268,938	302.38	81,321,472.44	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	220,064	217.76	47,921,136.64	
SOUTHWEST AIRLINES CO	583,781	42.70	24,927,448.70	
UBER TECHNOLOGIES INC	2,473,818	77.12	190,780,844.16	
UNION PACIFIC CORP	714,357	251.14	179,403,616.98	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	390,866	101.80	39,790,158.80	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	889,755	106.44	94,705,522.20	貸付有価証券 14,400株
APTIV PLC	256,596	59.62	15,298,253.52	
FORD MOTOR CO	4,676,575	12.87	60,187,520.25	
GENERAL MOTORS CO	1,085,553	81.32	88,277,169.96	

TESLA INC	3,379,967	400.62	1,354,082,379.54	
DECKERS OUTDOOR CORP	174,384	112.50	19,618,200.00	
DR HORTON INC	324,711	149.81	48,644,954.91	
GARMIN LTD	195,179	267.42	52,194,768.18	
HASBRO INC	162,374	97.15	15,774,634.10	
LENNAR CORP-A	259,299	92.79	24,060,354.21	
LULULEMON ATHLETICA INC	128,918	167.28	21,565,403.04	
NIKE INC -CL B	1,433,969	46.03	66,005,593.07	
NVR INC	3,308	7,000.92	23,159,043.36	
PULTEGROUP INC	231,694	126.53	29,316,241.82	
RALPH LAUREN CORP	45,047	386.88	17,427,783.36	
TAPESTRY INC	244,325	155.85	38,078,051.25	
AIRBNB INC-CLASS A	507,123	141.55	71,783,260.65	
BOOKING HOLDINGS INC	958,775	192.01	184,094,387.75	
CARNIVAL CORP	1,387,862	29.22	40,553,327.64	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,571,333	35.83	56,300,861.39	
DARDEN RESTAURANTS INC	137,260	201.07	27,598,868.20	貸付有価証券 93,500株
DOMINO'S PIZZA INC	37,258	372.06	13,862,211.48	
DOORDASH INC - A	449,880	183.89	82,728,433.20	
EXPEDIA GROUP INC	141,146	265.84	37,522,252.64	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	274,567	341.03	93,635,584.01	
LAS VEGAS SANDS CORP	360,564	57.64	20,782,908.96	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	262,832	377.93	99,332,097.76	
MCDONALD'S CORP	857,271	311.36	266,919,898.56	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	238,320	38.59	9,196,768.80	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	554,337	20.99	11,635,533.63	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	302,818	285.48	86,448,482.64	貸付有価証券 84,300株
STARBUCKS CORP	1,371,630	100.00	137,163,000.00	
WYNN RESORTS LTD	102,129	109.19	11,151,465.51	
YUM! BRANDS INC	336,206	162.79	54,730,974.74	
ALPHABET INC-CL A	6,997,201	341.68	2,390,803,637.68	
ALPHABET INC-CL C	5,620,399	339.40	1,907,563,420.60	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	104,504	236.62	24,727,736.48	貸付有価証券 73,151株
ECHOSTAR CORP-A	161,913	133.21	21,568,430.73	
ELECTRONIC ARTS INC	268,537	203.83	54,735,896.71	
FOX CORP - CLASS A	244,037	65.07	15,879,487.59	
FOX CORP - CLASS B	169,380	58.53	9,913,811.40	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	190,771	156.56	29,867,107.76	

META PLATFORMS INC-CLASS A	2,628,758	688.55	1,810,031,320.90	
NETFLIX INC	5,074,458	97.31	493,795,507.98	
NEWS CORP - CLASS A	427,050	26.01	11,107,570.50	
NEWS CORP - CLASS B	146,170	29.96	4,379,253.20	
OMNICOM GROUP	379,395	78.67	29,847,004.65	
PARAMOUNT SKYDANCE CL B	374,812	11.74	4,400,292.88	貸付有価証券 262,367株
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	207,839	212.04	44,070,181.56	
TKO GROUP HOLDINGS INC	79,811	186.31	14,869,587.41	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	530,175	22.47	11,913,032.25	
WALT DISNEY CO/THE	2,129,869	106.29	226,383,776.01	
WARNER BROS DISCOVERY INC	2,978,818	27.47	81,828,130.46	
AMAZON.COM INC	11,740,839	250.56	2,941,784,619.84	
AUTOZONE INC	19,955	3,572.38	71,286,842.90	
BEST BUY CO INC	235,309	65.73	15,466,860.57	
CARVANA CO	170,025	387.53	65,889,788.25	
EBAY INC	544,387	104.65	56,970,099.55	
GENUINE PARTS CO	169,284	113.79	19,262,826.36	
HOME DEPOT INC	1,197,017	349.40	418,237,739.80	
LOWE'S COS INC	674,919	251.72	169,890,610.68	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,014,088	93.71	95,030,186.48	
POOL CORP	38,494	227.62	8,762,004.28	
ROSS STORES INC	389,562	227.82	88,750,014.84	
TJX COMPANIES INC	1,336,060	160.68	214,678,120.80	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	636,000	45.01	28,626,360.00	貸付有価証券 60,000株
ULTA BEAUTY INC	53,025	553.36	29,341,914.00	
WILLIAMS-SONOMA INC	144,344	198.69	28,679,709.36	
CASEY'S GENERAL STORES INC	44,000	754.72	33,207,680.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	533,647	999.89	533,588,298.83	
DOLLAR GENERAL CORP	262,618	126.68	33,268,448.24	
DOLLAR TREE INC	224,038	105.93	23,732,345.34	
KROGER CO	702,134	68.19	47,878,517.46	
SYSCO CORP	563,049	76.27	42,943,747.23	
TARGET CORP	541,600	127.84	69,238,144.00	
WALMART INC	5,269,146	127.50	671,816,115.00	
ALTRIA GROUP INC	2,020,330	64.17	129,644,576.10	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	579,539	67.04	38,852,294.56	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	221,185	29.15	6,447,542.75	
BUNGE GLOBAL SA	160,281	119.26	19,115,112.06	
COCA-COLA CO/THE	4,656,924	75.74	352,715,423.76	
CONAGRA BRANDS INC	566,957	14.86	8,424,981.02	

CONSTELLATION BRANDS INC-A	166,845	162.28	27,075,606.60	
GENERAL MILLS INC	637,502	35.50	22,631,321.00	
HERSHEY CO/THE	177,278	192.63	34,149,061.14	
HORMEL FOODS CORP	358,463	21.19	7,595,830.97	
JM SMUCKER CO/THE	129,241	95.50	12,342,515.50	
KEURIG DR PEPPER INC	1,640,622	26.53	43,525,701.66	
KRAFT HEINZ CO/THE	988,666	22.47	22,215,325.02	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	295,428	54.33	16,050,603.24	貸付有価証券 206,798株
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	197,373	44.59	8,800,862.07	貸付有価証券 138,160株
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,544,873	57.25	88,443,979.25	
MONSTER BEVERAGE CORP	859,546	76.72	65,944,369.12	
PEPSICO INC	1,643,791	157.67	259,176,526.97	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,871,214	157.79	295,258,857.06	
THE CAMPBELL'S COMPANY	249,614	20.99	5,239,397.86	貸付有価証券 174,728株
TYSON FOODS INC-CL A	344,779	64.82	22,348,574.78	
CHURCH & DWIGHT CO INC	287,323	96.88	27,835,852.24	
CLOROX COMPANY	139,552	104.58	14,594,348.16	
COLGATE-PALMOLIVE CO	974,110	85.81	83,588,379.10	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	298,276	76.20	22,728,631.20	
KENVUE INC	2,312,224	17.61	40,718,264.64	
KIMBERLY-CLARK CORP	392,170	98.84	38,762,082.80	貸付有価証券 12,901株
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,795,308	146.93	410,714,604.44	
ABBOTT LABORATORIES	2,092,174	96.81	202,543,364.94	
ALIGN TECHNOLOGY INC	80,223	190.07	15,247,985.61	
BAXTER INTERNATIONAL INC	618,694	18.71	11,575,764.74	
BECTON DICKINSON AND CO	344,741	158.54	54,655,238.14	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,785,900	64.23	114,708,357.00	
CARDINAL HEALTH INC	280,283	213.99	59,977,759.17	
CENCORA INC	234,891	327.56	76,940,895.96	
CENTENE CORP	557,666	38.17	21,286,111.22	
COOPER COS INC/THE	236,555	70.06	16,573,043.30	
CVS HEALTH CORP	1,531,145	77.30	118,357,508.50	
DAVITA INC	39,512	147.91	5,844,219.92	
DEXCOM INC	465,225	63.98	29,765,095.50	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	700,807	80.99	56,758,358.93	
ELEVANCE HEALTH INC	264,553	323.05	85,463,846.65	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	552,525	74.66	41,251,516.50	
HCA HEALTHCARE INC	188,478	488.00	91,977,264.00	

HENRY SCHEIN INC	114,579	78.83	9,032,262.57	
HUMANA INC	145,355	205.14	29,818,124.70	
IDEXX LABORATORIES INC	95,220	589.25	56,108,385.00	
INSULET CORP	84,359	203.73	17,186,459.07	
INTUITIVE SURGICAL INC	427,336	469.21	200,510,324.56	
LABCORP HOLDINGS INC	97,850	270.68	26,486,038.00	
MCKESSON CORP	147,381	866.38	127,687,950.78	
MEDTRONIC PLC	1,545,438	86.19	133,201,301.22	
QUEST DIAGNOSTICS INC	130,312	195.02	25,413,446.24	
RESMED INC	174,798	228.12	39,874,919.76	貸付有価証券 24,100株
SOLVENTUM CORP	175,066	70.48	12,338,651.68	
STERIS PLC	119,520	225.79	26,986,420.80	
STRYKER CORP	410,353	343.32	140,882,391.96	
THE CIGNA GROUP	317,435	278.64	88,450,088.40	
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,088,997	324.63	353,521,096.11	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES- B	66,054	182.41	12,048,910.14	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	233,361	94.78	22,117,955.58	
ABBVIE INC	2,124,323	208.38	442,666,426.74	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	339,566	121.87	41,382,908.42	
AMGEN INC	647,377	355.30	230,013,048.10	
BIO-TECHNE CORP	191,464	59.23	11,340,412.72	
BIOGEN INC	176,906	177.35	31,374,279.10	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,449,691	60.17	147,397,907.47	
CHARLES RIVER LABORATORIES	59,611	183.88	10,961,270.68	
DANAHER CORP	757,230	194.75	147,470,542.50	
ELI LILLY & CO	952,395	927.03	882,898,736.85	
GILEAD SCIENCES INC	1,491,464	137.64	205,285,104.96	
INCYTE CORP	201,679	97.82	19,728,239.78	
IQVIA HOLDINGS INC	203,080	176.46	35,835,496.80	
JOHNSON & JOHNSON	2,897,388	234.18	678,510,321.84	
MERCK & CO. INC.	2,983,908	119.07	355,293,925.56	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	24,025	1,340.58	32,207,434.50	
MODERNA INC	418,160	53.72	22,463,555.20	貸付有価証券 292,700株
PFIZER INC	6,839,827	27.56	188,505,632.12	
REGENERON PHARMACEUTICALS	121,189	750.57	90,960,827.73	
REVVITY INC	133,234	93.96	12,518,666.64	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	451,803	526.60	237,919,459.80	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	305,337	441.20	134,714,684.40	
VIATRIS INC	1,363,707	14.68	20,019,218.76	

WATERS CORP	117,433	327.77	38,491,014.41	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	86,398	273.73	23,649,724.54	
ZOETIS INC	509,331	122.38	62,331,927.78	貸付有価証券 98,206株
BANK OF AMERICA CORP	7,981,828	53.91	430,300,347.48	
CITIGROUP INC	2,102,425	132.18	277,898,536.50	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	514,671	64.45	33,170,545.95	
FIFTH THIRD BANCORP	1,066,591	50.34	53,692,190.94	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	2,448,086	16.85	41,250,249.10	
JPMORGAN CHASE & CO	3,241,505	310.29	1,005,806,586.45	
KEYCORP	1,107,884	21.80	24,151,871.20	
M & T BANK CORP	182,493	218.79	39,927,643.47	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	487,563	224.81	109,609,038.03	
REGIONS FINANCIAL CORP	1,055,113	28.13	29,680,328.69	
TRUIST FINANCIAL CORP	1,519,211	50.57	76,826,500.27	
US BANCORP	1,860,884	56.93	105,940,126.12	
WELLS FARGO & CO	3,719,445	81.41	302,800,017.45	
AMERICAN EXPRESS CO	644,367	331.69	213,730,090.23	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	109,054	456.20	49,750,434.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	558,845	124.62	69,643,263.90	
ARES MANAGEMENT CORP - A	244,534	117.78	28,801,214.52	貸付有価証券 171,172株
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	820,944	135.10	110,909,534.40	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	2,204,355	474.58	1,046,142,795.90	
BLACKROCK INC	173,767	1,052.14	182,827,211.38	
BLACKSTONE INC	901,499	129.08	116,365,490.92	貸付有価証券 194,132株
BLOCK INC	659,277	71.26	46,980,079.02	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	752,426	206.47	155,353,396.22	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	126,008	299.94	37,794,839.52	
CME GROUP INC	430,466	287.65	123,823,544.90	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	268,312	206.33	55,360,814.96	
CORPAY INC	82,747	334.64	27,690,456.08	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	45,087	232.73	10,493,097.51	貸付有価証券 31,559株
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	625,327	48.50	30,328,359.50	
FISERV INC	635,644	63.97	40,662,146.68	
FRANKLIN RESOURCES INC	347,458	27.27	9,475,179.66	
GLOBAL PAYMENTS INC	288,667	72.37	20,890,830.79	

GOLDMAN SACHS GROUP INC	360,945	925.95	334,217,022.75	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	537,932	81.71	43,954,423.72	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	684,490	161.24	110,367,167.60	
INVESCO LTD	535,504	24.81	13,285,854.24	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	88,562	154.06	13,643,861.72	
KKR & CO INC	826,966	103.60	85,673,677.60	
MASTERCARD INC - A	979,311	521.30	510,514,824.30	
MOODY'S CORP	185,008	455.35	84,243,392.80	
MORGAN STANLEY	1,448,217	188.82	273,452,333.94	
MSCI INC	88,796	568.55	50,484,965.80	
NASDAQ INC	533,565	88.61	47,279,194.65	
NORTHERN TRUST CORP	223,866	159.16	35,630,512.56	
PAYPAL HOLDINGS INC	1,108,488	50.81	56,322,275.28	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	204,907	151.75	31,094,637.25	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	950,445	90.75	86,252,883.75	
S&P GLOBAL INC	368,278	442.57	162,988,794.46	
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,009,953	92.28	185,478,462.84	
STATE STREET CORP	335,730	145.43	48,825,213.90	
SYNCHRONY FINANCIAL	413,136	78.34	32,365,074.24	
T ROWE PRICE GROUP INC	259,810	96.98	25,196,373.80	貸付有価証券 51,200株
VISA INC-CLASS A SHARES	2,021,292	317.02	640,789,989.84	貸付有価証券 5,600株
AFLAC INC	555,202	114.52	63,581,733.04	
ALLSTATE CORP	315,069	216.16	68,105,315.04	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	650,399	78.68	51,173,393.32	
AON PLC-CLASS A	257,310	331.80	85,375,458.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	424,784	97.59	41,454,670.56	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	310,196	221.61	68,742,535.56	
ASSURANT INC	63,092	227.76	14,369,833.92	
BROWN & BROWN INC	347,636	67.72	23,541,909.92	
CHUBB LTD	439,170	330.83	145,290,611.10	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	185,046	166.82	30,869,373.72	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	29,679	244.81	7,265,715.99	貸付有価証券 17,500株
EVEREST GROUP LTD	49,826	351.49	17,513,340.74	
GLOBE LIFE INC	93,381	151.86	14,180,838.66	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	330,121	139.84	46,164,120.64	
LOEWS CORP	206,165	111.35	22,956,472.75	
MARSH & MCLENNAN COS	585,091	175.80	102,858,997.80	

METLIFE INC	649,642	78.08	50,724,047.36	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	235,291	96.17	22,627,935.47	
PROGRESSIVE CORP	706,340	202.58	143,090,357.20	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	411,159	101.65	41,794,312.35	
TRAVELERS COS INC/THE	256,775	300.81	77,240,487.75	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	113,500	297.64	33,782,140.00	
WR BERKLEY CORP	358,356	66.83	23,948,931.48	
ACCENTURE PLC-CL A	740,118	197.65	146,284,322.70	
ADOBE INC	493,904	244.45	120,734,832.80	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	171,421	95.89	16,437,559.69	
APPROVIN CORP-CLASS A	325,752	477.20	155,448,854.40	
AUTODESK INC	255,970	242.02	61,949,859.40	
CADENCE DESIGN SYS INC	327,530	311.03	101,871,655.90	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	564,757	61.30	34,619,604.10	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	303,130	423.95	128,511,963.50	
DATADOG INC - CLASS A	394,918	126.61	50,000,567.98	
EPAM SYSTEMS INC	65,135	131.34	8,554,830.90	
FAIR ISAAC CORP	28,570	1,073.52	30,670,466.40	
FORTINET INC	761,278	81.84	62,302,991.52	
GARTNER INC	85,505	154.62	13,220,783.10	
GEN DIGITAL INC	649,973	20.12	13,077,456.76	
GODADDY INC - CLASS A	162,604	85.72	13,938,414.88	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,123,728	253.47	284,831,336.16	
INTUIT INC	334,604	393.25	131,583,023.00	
MICROSOFT CORP	8,924,929	422.79	3,773,370,731.91	
ORACLE CORP	2,038,037	175.06	356,778,757.22	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,745,633	146.39	401,933,214.87	
PALO ALTO NETWORKS INC	971,826	167.85	163,120,994.10	
PTC INC	142,635	139.74	19,931,814.90	
ROPER TECHNOLOGIES INC	128,876	362.44	46,709,817.44	
SALESFORCE INC	1,126,661	182.14	205,210,034.54	
SERVICENOW INC	1,257,936	96.66	121,592,093.76	
SYNOPSYS INC	230,147	449.58	103,469,488.26	
TRIMBLE INC	279,936	69.29	19,396,765.44	
TYLER TECHNOLOGIES INC	52,199	342.61	17,883,899.39	
VERISIGN INC	98,665	274.05	27,039,143.25	
WORKDAY INC-CLASS A	257,313	123.83	31,863,068.79	
AMPHENOL CORP-CL A	1,477,432	151.06	223,180,877.92	
APPLE INC	17,644,877	270.23	4,768,175,111.71	
ARISTA NETWORKS INC	1,240,422	164.23	203,714,505.06	

CDW CORP/DE	155,568	133.96	20,839,889.28	
CIENA CORP	169,227	507.43	85,870,856.61	
CISCO SYSTEMS INC	4,749,372	86.25	409,633,335.00	
COHERENT CORP	225,334	345.02	77,744,736.68	
CORNING INC	938,215	164.38	154,223,781.70	
DELL TECHNOLOGIES -C	357,190	196.55	70,205,694.50	
F5 INC	68,657	310.87	21,343,401.59	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,599,247	26.44	42,284,090.68	
HP INC	1,109,883	19.88	22,064,474.04	
JABIL INC	125,956	321.69	40,518,785.64	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	206,473	334.34	69,032,182.82	
LUMENTUM HOLDINGS INC	85,792	894.07	76,704,053.44	貸付有価証券 38,888株
MOTOROLA SOLUTIONS INC	199,421	441.96	88,136,105.16	
NETAPP INC	234,108	104.53	24,471,309.24	
SANDISK CORP	177,399	920.99	163,382,705.01	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	262,104	547.75	143,567,466.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	604,636	28.56	17,268,404.16	
TE CONNECTIVITY PLC	353,223	246.14	86,942,309.22	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	56,910	635.83	36,185,085.30	
WESTERN DIGITAL CORP	407,420	372.52	151,772,098.40	貸付有価証券 72,400株
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	60,036	234.43	14,074,239.48	
AT&T INC	8,414,235	26.51	223,061,369.85	
COMCAST CORP-CLASS A	4,317,976	29.63	127,941,628.88	
T-MOBILE US INC	569,552	197.67	112,583,343.84	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	5,069,851	46.55	236,001,564.05	
AES CORP	846,168	14.47	12,244,050.96	
ALLIANT ENERGY CORP	316,970	72.83	23,084,925.10	
AMEREN CORPORATION	336,990	112.71	37,982,142.90	
AMERICAN ELECTRIC POWER	651,844	133.66	87,125,469.04	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	236,280	131.61	31,096,810.80	
ATMOS ENERGY CORP	201,524	186.54	37,592,286.96	
CENTERPOINT ENERGY INC	792,826	43.00	34,091,518.00	
CMS ENERGY CORP	376,630	77.75	29,282,982.50	
CONSOLIDATED EDISON INC	436,171	110.15	48,044,235.65	
CONSTELLATION ENERGY	374,488	296.21	110,927,090.48	貸付有価証券 3,400株
DOMINION ENERGY INC	1,007,615	62.42	62,895,328.30	貸付有価証券 25,069株
DTE ENERGY COMPANY	245,663	146.98	36,107,547.74	
DUKE ENERGY CORP	935,873	128.03	119,819,820.19	

EDISON INTERNATIONAL	454,871	70.75	32,182,123.25	
ENTERGY CORP	537,339	115.52	62,073,401.28	
EVERGY INC	283,534	82.37	23,354,695.58	
EVERSOURCE ENERGY	444,545	69.25	30,784,741.25	
EXELON CORP	1,234,435	47.02	58,043,133.70	
FIRSTENERGY CORP	633,107	50.10	31,718,660.70	
NEXTERA ENERGY INC	2,502,926	91.98	230,219,133.48	
NISOURCE INC	581,270	48.31	28,081,153.70	
NRG ENERGY INC	255,445	167.73	42,845,789.85	
P G & E CORP	2,644,442	17.26	45,643,068.92	
PINNACLE WEST CAPITAL	149,301	104.04	15,533,276.04	貸付有価証券 13,900株
PPL CORP	878,231	39.02	34,268,573.62	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	600,719	81.58	49,006,656.02	
SEMPRA	777,107	94.02	73,063,600.14	
SOUTHERN CO/THE	1,325,094	94.51	125,234,633.94	
VISTRA CORP	382,711	163.46	62,557,940.06	
WEC ENERGY GROUP INC	395,819	115.87	45,863,547.53	
XCEL ENERGY INC	709,161	81.08	57,498,773.88	
ADVANCED MICRO DEVICES	1,959,396	278.39	545,476,252.44	
ANALOG DEVICES INC	587,410	371.45	218,193,444.50	
APPLIED MATERIALS INC	953,871	396.94	378,629,554.74	
BROADCOM INC	5,698,269	406.54	2,316,574,279.26	
FIRST SOLAR INC	129,034	190.44	24,573,234.96	
INTEL CORP	5,642,638	68.50	386,520,703.00	貸付有価証券 12,400株
KLA CORP	157,524	1,791.44	282,194,794.56	
LAM RESEARCH CORP	1,500,631	267.60	401,568,855.60	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	651,203	78.76	51,288,748.28	
MICRON TECHNOLOGY INC	1,352,477	455.07	615,471,708.39	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	58,551	1,468.35	85,973,360.85	
NVIDIA CORP	29,204,813	201.68	5,890,026,685.84	
NXP SEMICONDUCTORS NV	302,903	216.03	65,436,135.09	
ON SEMICONDUCTOR	480,187	83.01	39,860,322.87	
QNITY ELECTRONICS INC	251,924	136.29	34,334,721.96	
QUALCOMM INC	1,282,809	136.20	174,718,585.80	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	179,917	58.99	10,613,303.83	
TERADYNE INC	188,331	380.38	71,637,345.78	
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,090,898	229.82	250,710,178.36	
CBRE GROUP INC - A	350,254	151.51	53,066,983.54	
COSTAR GROUP INC	511,696	39.72	20,324,565.12	
	422,286,996		71,985,296,043.75	

アメリカドル 小計			(11,446,381,923,916)	
合 計	422,286,996		11,446,381,923,916 (11,446,381,923,916)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	185,634	9,027,381.42	
		AMERICAN TOWER CORP	559,628	102,053,762.08	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	166,029	28,870,782.81	
		BXP INC	185,897	10,791,320.85	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	129,038	13,342,529.20	
		CROWN CASTLE INC	527,635	46,806,500.85	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	389,750	79,360,895.00	
		EQUINIX INC	118,342	128,829,468.04	
		EQUITY RESIDENTIAL	411,057	25,765,052.76	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	76,899	19,606,938.03	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	259,228	37,681,382.08	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	94,356	10,617,880.68	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	872,064	15,147,751.68	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	739,602	15,620,394.24	
		INVITATION HOMES INC	674,150	18,222,274.50	
		IRON MOUNTAIN INC	357,451	42,204,239.57	
		KIMCO REALTY CORP	806,868	19,518,136.92	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	137,276	17,563,091.44	
		PROLOGIS INC	1,109,677	161,014,132.70	
		PUBLIC STORAGE	189,831	58,699,541.82	
		REALTY INCOME CORP	1,103,911	71,853,566.99	
		REGENCY CENTERS CORP	198,491	16,063,876.63	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	126,485	28,223,862.90	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	394,399	81,336,905.77	
		UDR INC	350,101	12,351,563.28	
		VENTAS INC	565,894	48,157,579.40	貸付有価証券 300,000口
		VICI PROPERTIES INC	1,293,259	37,517,443.59	
		WELLTOWER INC	839,872	176,809,853.44	
		WEYERHAEUSER CO	859,755	21,640,033.35	
			13,722,579	1,354,698,142.02	

アメリカドル合計		(215,410,551,562)	
合計		215,410,551,562 (215,410,551,562)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 474銘柄	98.15%	—	98.15%
	投資証券 29銘柄	—	1.85%	1.85%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,255,131,930
II 負債総額	86,332,384
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,168,799,546
IV 発行済口数	965,146,528口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2110
（10,000口当たり）	（12,110）

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,962,563,622
II 負債総額	55,475,596
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,907,088,026
IV 発行済口数	1,543,060,795口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2359
（10,000口当たり）	（12,359）

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,203,856,828
II 負債総額	15,042,879
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,188,813,949
IV 発行済口数	1,738,051,707口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2593
（10,000口当たり）	（12,593）

【ラップ向け２資産アロケーションファンドⅣ（米国株式・世界債券）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,491,559,470
II 負債総額	11,417,787

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,480,141,683
Ⅳ 発行済口数	1,928,875,420口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2858
（10,000口当たり）	（12,858）

（参考）

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2026年 4月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	12,089,573,750,995
Ⅱ 負債総額	84,128,957,064
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,005,444,793,931
Ⅳ 発行済口数	1,592,170,605,426口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	7.5403
（10,000口当たり）	（75,403）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2026年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	795	59,160,855
追加型公社債投資信託	17	1,641,581
単位型株式投資信託	61	277,526
単位型公社債投資信託	36	99,467
合 計	909	61,179,429

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	37,354	38,323
有価証券	700	3,347
前払費用	770	937
未収入金	25	0
未収委託者報酬	24,418	29,726
未収収益 ※2	1,005	※2 1,081
金銭の信託	1,650	3,151
その他	398	526
流動資産合計	66,325	77,094
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	2,762	※1 2,581
器具備品 ※1	1,045	※1 1,542
土地	628	628
建設仮勘定	747	6
有形固定資産合計	5,184	4,758
無形固定資産		
ソフトウェア	4,452	4,732
ソフトウェア仮勘定	1,003	861
無形固定資産合計	5,456	5,594
投資その他の資産		
投資有価証券	10,302	17,107
関係会社株式	159	159
投資不動産 ※1	1,712	※1 1,641
長期差入保証金	690	689
繰延税金資産	1,640	1,362
その他	45	45
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,526	20,981
固定資産合計	25,166	31,334
資産合計	91,491	108,428

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		
未払収益分配金	114	130
未払償還金	151	166
未払手数料	8,878	11,249
その他未払金 ※2	819	※2 1,817
未払費用 ※2	10,352	※2 11,814
未払消費税等	1,211	1,352

未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0

営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204
その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182

投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	※2 18	※2 2
固定資産売却損	※1 6	-
減損損失	※4 1,306	-
事業譲渡関連損失	※5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	※3 5,356	※3 6,780
法人税等調整額	△344	△312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359

別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921	
当期変動額					
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770	
当期純利益		15,510	15,510	15,510	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740	
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	—
計	6百万円	—

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	—	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	—	—
電話加入権	15百万円	—
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	1株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	1株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1

(2)	有価証券	700	700	—
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	—
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	—
	資産計	49,805	49,803	△1

- (注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載していません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	3,347	3,347	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	—
資産計	23,250	23,250	—

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載していません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	—	—	—
金銭の信託	3,151	—	—	—
未収委託者報酬	29,726	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	—	—	—
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（(1)＊参照）。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	—	3,347
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	—	16,451
資産計	7,739	15,210	—	22,950

（※）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）

は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%

以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の 発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の 発生額	△62	144
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う 調整額	△8	—
年金資産の期末残高	2,350	2,383

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654	1,726

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の 費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る 退職給付費用	204	205

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339

繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債 合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,693 百万円	未払手数料	1,169 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	460 百万円	未払費用	262 百万円

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2025年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2025年9月末現在)	③事業の内容
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）再委託先

- ①名称：ピムコジャパンリミテッド
- ②資本金の額：13,411,674.44米ドル（2026年3月末現在）
- ③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

- （３）再委託先：委託会社から指定投資信託証券のうち、ピムコ社の運用する外国投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（2026年4月末現在）

- （注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

- （１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- （２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）の2025年6月16日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラップ向け2資産アロケーションファンドⅠ（米国株式・世界債券）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）の2025年6月16日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラップ向け2資産アロケーションファンドⅡ（米国株式・世界債券）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）の2025年6月16日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラップ向け2資産アロケーションファンドⅢ（米国株式・世界債券）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラップ向け2資産アロケーションファンドIV（米国株式・世界債券）の2025年6月16日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラップ向け2資産アロケーションファンドIV（米国株式・世界債券）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。